

令和3年度
第4回秋田地方最低賃金審議会
議事次第及び資料項目

令和3年8月23日（月）
秋田合同庁舎 第1会議室（5階）

次 第

- 1 開 会
- 2 議 題

- (1) 秋田県最低賃金の改正決定に係る異議等の申出の取扱いについて
- (2) 秋田県特定最低賃金に関する特別小委員会報告及び改正決定の諮問について
- (3) その他

資 料

頁

- 1 秋田地方最低賃金審議会の意見に関する公示（写）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 秋田地方最低賃金審議会の意見に関する公示に係る異議申出について
 - (1) 秋田県労働組合総連合からの異議申出（写）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (2) 秋田県春闘共闘懇談会からの異議申出（写）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - (3) 秋田県医療労働組合連合会からの異議申出（写）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - (4) 中通病院労働組合からの異議申出（写）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - (5) 日本自治体労働組合連合秋田県本部からの異議申出（写）・・・・・・・・・・ 15
 - (6) 秋田県公務公共一般労働組合からの異議申出（写）・・・・・・・・・・ 19
 - (7) 秋田県高等学校教職員組合からの異議申出（写）・・・・・・・・・・ 23
 - (8) 秋田県地域一般労働組合からの異議申出（写）・・・・・・・・・・ 25
 - (9) 全日本建設交運一般労働組合秋田県本部からの異議申出（写）・・・・・・ 29



秋田地方最低賃金審議会の意見に関する公示

秋田労働局一般公示第 18 号

令和 3 年 8 月 5 日秋田地方最低賃金審議会から秋田県最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和 3 4 年法律第 1 3 7 号）第 1 2 条の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、秋田県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第 1 2 条の規定に基づき令和 3 年 8 月 2 0 日までに秋田労働局長あて（秋田市山王七丁目 1 番 3 号）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

令和 3 年 8 月 5 日

秋田労働局長 甲 斐 三 照

記

秋田県最低賃金の改正決定に係る秋田地方最低賃金審議会の意見の要旨

秋田県最低賃金を次のように定めること。

- 1 適用する地域
秋田県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1 時間 8 2 2 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和3年10月1日

2021年8月17日

秋田労働局長
甲斐 三照 殿



秋田県労働組合総連
議長 加賀屋 俊
〒010-0001 秋田市
電話 018 - 834 - 1808

21

2021年度秋田地方最低賃金にたいする異議申出

秋田地方最低賃金審議会は8月5日、今年度の秋田県最低賃金に関する改正決定について、現在の時間額792円を30円引き上げて822円とする答申を行いました。

新型コロナウイルスの感染拡大による様々な困難を抱える情勢において、雇用情勢等进行分析され、地域経済の活性化と若年者の県外流出に歯止めをかけ労働力人口を確保するため、中央最低賃金審議会が示した目安28円に2円をプラスするとの公益委員見解は極めて意義深い考えであると思います。また、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援策が活用しやすく実効あるものとなるよう政府に求めました。私たちは、最賃の水準引き上げ、地域格差の解消、中小企業・小規模事業者支援をセットで行うことを求めて運動を続けてきました。他県で中央目安に上積みし消極的な状況の中、こうした答申がなされたことについて敬意を表するものです。

しかしながら、今回の改定では残念ながら、昨年の超低額となった改定も含め、秋田の労働者の生活改善が実感できる水準ではありません。低所得者層の生活改善、地域間格差の解消という課題を考えても不十分と言わざるを得ません。秋田県を県民にとって希望ある地域にするためには、大幅な賃金引き上げで消費購買力を強化し、地域経済の好循環を生み出す必要があります。こうしたことから、下記の異議申出をおこないます。

記

1. 答申された時間額822円 のままで、最低賃金を決定することについては、不服です。
2. 賃金格差の解消・全国一律最低賃金制などを展望し、当地域の最低賃金を生計維持にふさわしい額に引き上げるとともに、地域間格差を是正してください。
3. 景気浮揚・最賃引き上げにあたって、公正取引の徹底、中小企業、小規模事業所の支援策の具体化は急務の課題です。政府に対して有効な中小企業・小規模事業所への支援策をさらに強化・充実させることを強く求めてください。

理 由

(1) 労働者の生活実態からみて引上げ額は不十分です

残念ながら答申された金額では、『ワーキング・プア』を解消することはできません。

ひと月の労働時間を173.8時間で計算した場合、月額は142,864円(822円×173.8時間)、年額1,714,363円となります。そこから税金などの引き去りがあります。この収入は、「人たるに値する生活を営むための必要を充たすもの(労働基準法1条)」とは言えないのではないのでしょうか。働いても、働いてもなお生活が苦しい、ワーキング・プアの状態を解消することはできません。

最低賃金の審議にあたっては、現行金額からいくら引き上げるかという検討とともに、一人の大人が独立して生計を営むに当たり、その賃金水準がいくらであればいいのか、憲法25条(生存権)がしっかりと保証される賃金水準はいくらなのかを議論し、明らかにしていくことが重要であると考えます。今一度審議いただきたいと考えます。

(2) 賃金格差をさらに縮めることが求められます

全都道府県の金額が確定したわけではありませんが、中央最低賃金審議会が全都道府県の引き上げ額を28円とする目安を示しており、目安通り決まれば秋田と東京の格差は2円縮まります。今回全国最低位を抜け出す可能性が高くなりました。この点は評価すべきことと思います。しかし、東京は1,041円、秋田は822円、依然219円(21.0%)の格差となります。同じ仕事をしているのに働く地域が違うだけで、最低賃金において時間額219円もの格差は合理的なものとはとても言えないと思います。抜本的な格差解消が求められると思います。

(3) 生計費に大きな格差はありません

意見書でも述べましたが、全国労働組合総連合(全労連)の地方組織が行った「最低生計費試算調査」では、首都圏と地方で生計費に大きな違いが出ないとの結果を得ています。

この調査では、25歳の若者が普通に暮らすための費用には、税・社会保険料を含めて月額22~24万円ほどが必要で、最低賃金の地域間格差ほどの差は存在しませんでした。また、月173.8労働時間で換算すると時給1300~1400円ほどが必要との結果でした。秋田市の場合は、月額216,944円、時間額換算1,248円となりました。東北各県の県庁所在地の調査結果もほぼ同じでした。都市部と地方で最低生計費に大きな開きがないのが現実です。私たちは全国一律最低賃金制の実現、時間額今すぐ1,000円、そして1,500円への展望をもって運動を続けていますが、生計費調査結果からみて、現実的な要求であると考えます。賃金水準の引き上げとともに、地域間格差を解消していく展望を具体的に示すため、さらなる引き上げが求められます。

(4) 公正取引の徹底、中小企業・小規模事業所への支援策の強化を強く国に迫ってください

地域経済の主役である中小企業・小規模事業所は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、業種によっては大きな打撃を受けています。「コロナ問題」以前から原材料の高騰、低単価の押し付けなどに悩み、消費税増税の負担や社会保険料の負担等に苦しんできました。労働者の多くが、こうした厳しい状況にあるところで働いています。地域経済の衰退をくい止め、企業と家計の双方に活力を取り戻して、地域での「経済好循環」を生み出すためにも、中小企業支援の拡充は待ったなしの課題です。

政府の責任で、中小企業・小規模事業者向けの金融支援の強化、社会保険料負担の軽減など最低賃金引き上げを可能にする助成の強化、大企業による下請け・中小企業への一方的な低単価設定や、「買ったたき」など不公正な取引を許さない施策強化が求められます。

公益委員見解では中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援策が活用しやすく実効あるものとなるよう求めています。このことを具体的に政府に対し求めていただきたいと考えます。例えば、京都府の今年の答申は、いまの最低賃金を引き上げた際に申請できる業務改善交付金は不十分として「最低賃金引き上げと同時に少なくとも1年間、生産性向上の設備投資を要件としない助成金制度を創設するなど対応を行うこと」。また、「併せて、中小企業・小規模事業者への公的融資の返済の猶予、中小企業・小規模事業者の法人税からの税額控除・固定資産税の軽減、社会保険料の軽減措置、消費税の一定期間の減税など事業者の負担を軽減するとともに労働者の可処分所得を実質的に増やすことなど直接的な施策を強く求める」と具体的に中小企業支援策を求めています。

ぜひとも、審議会として中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性について、生産性向上の支援や取引条件の改善をはじめとする適正な価格転嫁対策等、思い切った支援策を速やかに実行するよう、具体的に政府に対し求めていただきたいと思ひます。

(5) おわりに

審議会の「金額審議」は非公開となりました。今回の答申に至る労働者側、使用者側の主張や意見交換がどの様に行われたのか、県民に知らされていません。県民の賃金がどのような協議を経て決まったのかを知ることは県民の権利だと思います。審議の場は非公開でしたが、追ってその内容を明らかにすることは必要ではないでしょうか。是非ご検討いただきたいと思ひます。

コロナ禍という特別な情勢下、国民生活は困窮してきています。「貧困と格差の是正」「労働者の賃金底上げにより経済復旧」が求められます。医療や介護、保育、卸売・小売業・流通などエッセンシャルワーカーは、このコロナ禍の真っ只中で感染のリスクに向き合いながら働き、社会を支えています。ここで働く労働者の多くが非正規雇用であり、最低賃金に近い金額で働いています。その労働者の期待に応える賃上げが必要ではないでしょうか。最低賃金およびそれに近い水準の賃金で生活している労働者は、外食を控え、娯楽を控え、外出を控える生活をしています。病気になってもすぐに病院に行くこともできません。これが憲法第25条に規定されている『健康で文化的な生活』といえるのでしょうか。『最低限の生活』ではなく、『健康で文化的な生活』が保障されなくてはなりません。働いても、働いてもなお生活が苦しいという状況を放置することはできません。これは社会的な重要課題です。不合理な賃金格差は「秋田で働きたい」「秋田で暮らし続けたい」という青年労働者の意欲をそぎ、その結果地域を疲弊させてしまいます。本年度の改定にあたって再度検討していただき、大幅引き上げが実現するよう、よろしくお願ひ申し上げます。

以上



2021年8月17日

秋田労働局長
甲斐 三照 殿

秋田県春闘共闘懇談会

代表委員 石川 洋

〒010-0001 秋田市

電話 018 - 834 - 1808

21

2021年度秋田地方最低賃金にたいする異議申出

秋田地方最低賃金審議会は8月5日、今年度の秋田県最低賃金に関する改正決定について、現在の時間額792円を30円引き上げて822円とする答申を行いました。

新型コロナウイルスの感染拡大による様々な困難を抱える情勢において、雇用情勢等を分析され、地域経済の活性化と若年者の県外流出に歯止めをかけ労働力人口を確保するため、中央最低賃金審議会が示した目安28円に2円をプラスするとの公益委員見解は極めて意義深い考えであると思います。また、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援策が活用しやすく実効あるものとなるようもとめられました。私たちは、最賃の水準引き上げ、地域格差の解消、中小企業・小規模事業者支援をセットで行うことを求めて運動を続けていますが、こうした答申がなされたことについて敬意を表するものです。

コロナ禍を乗り越えるには大幅な賃金引き上げで消費購買力を強化し、地域経済の好循環を生み出す必要があります。中小企業・小規模事業者への経営支援も抜本的強化が求められます。今回の改定では残念ながら低所得者層の生活改善、地域間格差の解消という課題を考えても不十分と言わざるを得ません。こうしたことから、下記の異議申出をおこないます。

記

1. 答申された時間額822円 のままで、最低賃金を決定することについては、不服です。
2. 賃金格差の解消・全国一律最低賃金制などを展望し、当地域の最低賃金を生計維持にふさわしい額に引き上げるとともに、地域間格差を是正してください。
3. 景気浮揚・最賃引き上げにあたって、公正取引の徹底、中小企業、小規模事業所の支援策の具体化は急務の課題です。政府に対して有効な中小企業・小規模事業所への支援策をさらに強化・充実させることを強く求めてください。

理 由

(1) 労働者の生活実態からみて引上げ額は不十分です

残念ながら答申された金額では、『ワーキング・プア』を解消することはできません。

ひと月の労働時間を173.8時間で計算した場合、月額額は142,864円(822円×173.8時

間)、年額1,714,363円となります。そこから税金などの引き去りがあります。この収入は、「人たるに値する生活を営むための必要を充たすもの(労働基準法1条)」とは言えないのではないのでしょうか。働いても、働いてもなお生活が苦しい、ワーキング・プアの状態を解消することはできません。

最低賃金の審議にあたっては、現行金額からいくら引き上げるかという検討とともに、一人の大人が独立して生計を営むに当たり、その賃金水準がいくらであればいいのか、憲法25条(生存権)がしっかりと保証される賃金水準はいくらなのかを議論し、明らかにしていくことが重要であると考えます。今一度審議いただきたいと考えます。

(2) 賃金格差をさらに縮めることが求められます

全都道府県の金額が確定したわけではありませんが、中央最低賃金審議会が全都道府県の引き上げ額を28円とする目安を示しており、目安通り決まれば秋田と東京の格差は2円縮まります。今回全国最低位を抜け出す可能性が高くなりました。この点は評価すべきことと思います。しかし、東京は1,041円、秋田は822円、依然219円の格差となります。最低賃金において時間額219円もの格差は合理的なものとはとても言えないと思います。抜本的な格差解消が求められると思います。

(3) 生計費に大きな格差はありません

意見書でも述べましたが、全国労働組合総連合(全労連)の地方組織が行った「最低生計費試算調査」では、首都圏と地方で生計費に大きな違いが出ないとの結果を得ています。

この調査では、25歳の若者が普通に暮らすための費用には、税・社会保険料を含めて月額22~24万円ほどが必要で、最低賃金の地域間格差ほどの差は存在しませんでした。また、月173.8労働時間で換算すると時給1300~1400円ほどが必要との結果でした。秋田市の場合は、月額216,944円、時間額換算1,248円となりました。東北各県の県庁所在地の調査結果もほぼ同じでした。都市部と地方で最低生計費に大きな開きがないのが現実です。私たちは全国一律最賃制の実現、時間額今すぐ1,000円、そして1,500円への展望をもって運動を続けていますが、生計費調査結果からみて、現実的な要求であると考えます。賃金水準の引き上げとともに、地域間格差を解消していく展望を具体的に示すため、さらなる引き上げが求められます。

(4) 公正取引の徹底、中小企業・小規模事業所への支援策の強化を強く国に迫ってください

地域経済の主役である中小企業・小規模事業所は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、業種によっては大きな打撃を受けています。「コロナ問題」以前から原材料の高騰、低単価の押し付けなどに悩み、消費税増税の負担や社会保険料の負担等に苦しんできました。労働者の多くが、こうした厳しい状況にあるところで働いています。地域経済の衰退をくい止め、企業と家計の双方に活力を取り戻して、地域での「経済好循環」を生み出すためにも、中小企業支援の拡充は待ったなしの課題です。政府の責任で、中小企業・小規模事業所向けの金融支援の強化、社会保険料負担の軽減など最低賃金引き上げを可能にする助成の強化、大企業による下請け・中小企業への一方的な低単価設定や、「買った

たき」など不公正な取引を許さない施策強化が求められます。

公益委員見解では中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援策が活用しやすく実効あるものとなるよう求めています。ぜひとも、審議会として中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性について、生産性向上の支援や取引条件の改善をはじめとする適正な価格転嫁対策等、思い切った支援策を速やかに実行するよう、政府に対し求めていると思います。

(5) おわりに

審議会の「金額審議」は非公開となりました。今回の答申に至る労働者側、使用者側の主張や意見交換がどの様に行われたのか、県民に知らされていません。県民の賃金がどのような協議を経て決まったのかを知ることは県民の権利だと思います。審議の場は非公開でしたが、追ってその内容を明らかにすることは必要ではないでしょうか。是非ご検討いただきたいと思います。

コロナ禍という特別な情勢下、国民生活は困窮してきています。「貧困と格差の是正」「労働者の賃金底上げにより経済復旧」が求められます。医療や介護、保育、卸売・小売業・流通などエッセンシャルワーカーは、このコロナ禍の真っ只中で感染のリスクに向き合いながら働き、社会を支えています。ここで働く労働者の多くが非正規雇用であり、最低賃金に近い金額で働いています。その労働者の期待に応える賃上げが必要ではないでしょうか。最低賃金およびそれに近い水準の賃金で生活している労働者は、外食を控え、娯楽を控え、外出を控える生活をしています。病気になってもすぐに病院に行くこともできません。これが憲法第25条に規定されている『健康で文化的な生活』といえるでしょうか。『最低限の生活』ではなく、『健康で文化的な生活』が保障されなくてはなりません。働いても、働いてもなお生活が苦しいという状況を放置することはできません。これは社会的な重要課題です。不合理な賃金格差は「秋田で働きたい」「秋田で暮らし続けたい」という青年労働者の意欲をそぎ、その結果地域を疲弊させてしまいます。本年度の改定にあたって再度検討していただき、大幅引き上げが実現するよう、よろしく願い申し上げます。

以 上



2021年8月17日

秋田労働局長
甲斐 三照 殿

秋田県医療労働組合連合会
執行委員長 石川洋基
〒010-0001 秋田市中通6丁
電話 018-835-6353 F A X 01

2021年度秋田県最低賃金の改正決定に対する異議申出

2021年8月5日、秋田地方最低賃金審議会は、地域別最低賃金の時間額を30円引き上げ、822円と改正する旨、答申されました。私たちは、この答申に対し、最低賃金法第11条2項および同法施行規則第8条の規定に基づき異議を申し出ます。

新型コロナウイルスの感染拡大による様々な困難を抱える情勢において、雇用情勢等を分析され、地域経済の活性化と若年者の県外流出に歯止めをかけ労働力人口を確保するため、中央最低賃金審議会が示した目安28円に2円をプラスするとの公益委員見解は、秋田県の状況を見据えた極めて意義深い考えであり、大きく評価されます。また答申では、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援策が活用しやすく実効あるものとなるよう求めました。こうした答申がなされたことについて敬意を表するものです。

コロナ禍を乗り越えるには大幅な賃金引き上げで消費購買力を強化し、地域経済の好循環を生み出す必要があります。中小企業・小規模事業者への経営支援も抜本的強化が求められます。最低賃金の大幅な引き上げは、エッセンシャルワーカーの低賃金状態の改善、人口や経済の大都市集中の改善、そして、直面する日本経済の立て直しに極めて重要であることなど、コロナ禍における特別の事情としても、その重要性が増しています。コロナ禍の経済悪化から脱して、地域循環型経済をつくるベースとなる最低賃金は、答申された金額よりも上積みすることが必要であり、それは可能と考えます。

については、今年度の秋田地方最低賃金の改正決定について、下記に示した私たちの意見をふまえて再審議を行い、私たちの意見を改定額に反映させていただくことを要望いたします。

記

1. 答申された時間額822円のままで、最低賃金を決定することについては、不服です。
2. 賃金格差の解消・全国一律最低賃金制などを展望し、当地域の最低賃金を生計維持にふさわしい額に引き上げるとともに、地域間格差を是正してください。
3. 景気浮揚・最賃引き上げにあたって、公正取引の徹底、中小企業、小規模事業所の支援策の具体化は急務の課題です。政府に対して有効な中小企業・小規模事業所への支援策をさらに強化・充実させることを強く求めてください。

以上



2021年8月17日

秋田労働局長 甲斐 三照殿

中通病院労働組合

執行委員長

〒010-0001 秋田市中通6丁目

電話 018-833-7937 FAX 018-833-6200

2021年度秋田地方最低賃金に対する異議申し出

秋田地方最低賃金審議会は8月5日、今年度の最低賃金に関する改正決定について、現在の時間額792円を30円引き上げて822円とする答申を行いました。新型コロナウイルスの感染拡大による様々な困難を抱える情勢において、雇用情勢等を分析され、地域経済の活性化と若年者の県外流出に歯止めをかけ労働力人口を確保するため、中央最低賃金審議会が示した目安28円に2円をプラスするとの公益委員見解は極めて意義深い考えであると思います。また、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援策が活用しやすく実効あるものとなるよう政府に求めました。私たちは、最賃の水準引き上げ、地域間格差の解消、中小企業・小規模事業者支援をセットで行うことを求めて運動を続けてきました。他県で中央目安に上積みし消極的な状況の中、こうした答申がなされたことについて敬意を表するものです。また全国の答申額(8月13日)が出そろい、秋田は島根の32円に続く全国2番目の引上げ額となり、東北最下位、全国最下位を脱出する事ができました。審議会の各委員のご奮闘に改めて敬意を表します。

しかしながら、今回の答申額では、コロナ禍の大変な状況を乗り越えていくには、明らかに不十分であり、これでは消費購買力を強化し、地域経済の好循環を生み出していくことはできないと思います。私たちは、この答申に対し最低賃金法第12条、第11条2項および同法施行規則第8条の規定に基づき異議を申し出ます。

今年度、目安に上積みしたのは、7県。これまで最下位に並んでいた島根で4円、秋田、大分で2円、鳥取、佐賀で1円を上積みして最下位を抜け出しました。青森、山形も1円上積みしています。結果、Dランクの7県が奮闘した事がわかります。しかし、最高額東京都と最低額の県とでは、221円の格差、秋田とでは219円の格差があります。菅首相は、経済財政諮問会議にて「格差是正には最低賃金の引上げが不可欠だ。より早期に全国平均で時給1000円とすることを目指す」と表明しています。現在加重平均930円となり、今後毎年3%引き上げていけば数年後には加重平均1000円を超えるかもしれません。しかし秋田の場合、毎年3%引き上げて7年以上かかる計算になりま

す。このままでは、若者に展望・未来のない状況がさらに続いてまいります。秋田県の将来を考え、若者の流出、婚姻率の改善、出生率の改善、人口減少歯止めなど諸問題を解決していくためには、最低賃金を答申された金額よりも上積みすることが必要であり、それは可能と考えます。ついては、今年度の秋田地方最低賃金の改正決定について、下記に示した内容で再度審議頂き、私たちの意見を改定額に反映させていただくことを要望いたします。

記

1. 答申された時間額を30円引上げ、822円とすることについては不服です。
2. 賃金格差の解消、全国一律最低賃金等を展望し、当地域の最低賃金を生計費維持にふさわしい額に引き上げるとともに、さらなる地域間格差を是正して下さい。
3. コロナ禍の中、最賃引き上げにあつたては、中小零細企業の支援策の具体化は急務の課題です。政府に対して有効な中小企業・小規模事業所の支援対策をさらに強化・充実させることを強く要望して下さい。

以上



2021年8月17日

秋田労働局長

甲斐 三照 殿

日本自治体労働組合連合秋田県本
中央執行委員長 笹代 孝徳

〒013-0022 横手市四日町4-30

電話 0182-33-3895 FAX 0182-33-6870

2021年度秋田地方最低賃金にたいする異議申出

秋田地方最低賃金審議会は8月5日、今年度の秋田県最低賃金に関する改正決定について、現在の時間額792円を30円引き上げて822円とする答申を行いました。

新型コロナウイルスの感染拡大による様々な困難を抱える情勢において、雇用情勢等を分析され、地域経済の活性化と若年者の県外流出に歯止めをかけ労働力人口を確保するため、中央最低賃金審議会が示した目安28円に2円をプラスするとの公益委員見解は極めて意義深い考えであると思います。また、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援策が活用しやすく実効あるものとなるようもとめられました。私たちは、最賃の水準引き上げ、地域格差の解消、中小企業・小規模事業者支援をセットで行うことを求めて運動を続けていますが、こうした答申がなされたことについて敬意を表するものです。

コロナ禍を乗り越えるには大幅な賃金引き上げで消費購買力を強化し、地域経済の好循環を生み出す必要があります。中小企業・小規模事業者への経営支援も抜本的強化が求められます。今回の改定では残念ながら低所得者層の生活改善、地域間格差の解消という課題を考えても不十分と言わざるを得ません。こうしたことから、下記の異議申出をおこないます。

記

1. 答申された時間額822円 のままで、最低賃金を決定することについては、不服です。
2. 賃金格差の解消・全国一律最低賃金制などを展望し、当地域の最低賃金を生計維持にふさわしい額に引き上げるとともに、地域間格差を是正してください。
3. 景気浮揚・最賃引き上げにあたって、公正取引の徹底、中小企業、小規模事業所の支援策の具体化は急務の課題です。政府に対して有効な中小企業・小規模事業所への支援策をさらに強化・充実させることを強く求めてください。

理 由

- (1) 労働者の生活実態からみて引上げ額は不十分です

残念ながら答申された金額では、「ワーキング・プア」を解消することはできません。

ひと月の労働時間を173.8時間で計算した場合、月額142,864円(822円×173.8時間)、年額1,714,363円となります。そこから税金などの引き去りがあります。この収入は、「人たるに値する生活を営むための必要を充たすもの(労働基準法1条)」とは言えないのではないのでしょうか。働いても、働いてもなお生活が苦しい、ワーキング・プアの状態を解消することはできません。

最低賃金の審議にあたっては、現行金額からいくら引き上げるかという検討とともに、一人の大人が独立して生計を営むに当たり、その賃金水準がいくらであればいいのか、憲法25条(生存権)がしっかりと保証される賃金水準はいくらなのかを議論し、明らかにしていくことが重要であると考えます。今一度審議いただきたいと考えます。

(2) 賃金格差をさらに縮めることが求められます

全都道府県の金額が確定したわけではありませんが、中央最低賃金審議会が全都道府県の引き上げ額を28円とする目安を示しており、目安通り決まれば秋田と東京の格差は2円縮まります。今回全国最低位を抜け出す可能性が高くなりました。この点は評価すべきことと思います。しかし、東京は1,041円、秋田は822円、依然219円の格差となります。最低賃金において時間額219円もの格差は合理的なものとはとても言えないと思います。抜本的な格差解消が求められると思います。

(3) 生計費に大きな格差はありません

意見書でも述べましたが、全国労働組合総連合(全労連)の地方組織が行った「最低生計費試算調査」では、首都圏と地方で生計費に大きな違いが出ないとの結果を得ています。

この調査では、25歳の若者が普通に暮らすための費用には、税・社会保険料を含めて月額22~24万円ほどが必要で、最低賃金の地域間格差ほどの差は存在しませんでした。また、月173.8労働時間で換算すると時給1300~1400円ほどが必要との結果でした。秋田市の場合は、月額216,944円、時間額換算1,248円となりました。東北各県の県庁所在地の調査結果もほぼ同じでした。都市部と地方で最低生計費に大きな開きがないのが現実です。私たちは全国一律最賃制の実現、時間額今すぐ1,000円、そして1,500円への展望をもって運動を続けていますが、生計費調査結果からみて、現実的な要求であると考えます。賃金水準の引き上げとともに、地域間格差を解消していく展望を具体的に示すため、さらなる引き上げが求められます。

(4) 公正取引の徹底、中小企業・小規模事業所への支援策の強化を強く国に迫ってください

地域経済の主役である中小企業・小規模事業所は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、業種によっては大きな打撃を受けています。「コロナ問題」以前から原材料の高騰、低単価の押し付けなどに悩み、消費税増税の負担や社会保険料の負担等に苦しんできました。労働者の多くが、こうした厳しい状況にあるところで働いています。地域経済の衰退をくい止め、企業と家計の双方に活力を取り戻して、地域での「経済好循環」を生み出すためにも、中小企業支援の拡充は待ったなしの課題です。政府の責任で、中小企業・

小規模事業所向けの金融支援の強化、社会保険料負担の軽減など最低賃金引き上げを可能にする助成の強化、大企業による下請け・中小企業への一方的な低単価設定や、「買ったとき」など不公正な取引を許さない施策強化が求められます。

公益委員見解では中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援策が活用しやすく実効あるものとなるよう求めています。ぜひとも、審議会として中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性について、生産性向上の支援や取引条件の改善をはじめとする適正な価格転嫁対策等、思い切った支援策を速やかに実行するよう、政府に対し求めていただきたいと思ひます。

(5) おわりに

審議会の「金額審議」は非公開となりました。今回の答申に至る労働者側、使用者側の主張や意見交換がどの様に行われたのか、県民に知らされていません。県民の賃金がどのような協議を経て決まったのかを知ることは県民の権利だと思います。審議の場は非公開でしたが、追ってその内容を明らかにすることは必要ではないでしょうか。是非ご検討いただきたいと思ひます。

コロナ禍という特別な情勢下、国民生活は困窮してきています。「貧困と格差の是正」「労働者の賃金底上げにより経済復旧」が求められます。医療や介護、保育、卸売・小売業・流通などエッセンシャルワーカーは、このコロナ禍の真っ只中で感染のリスクに向き合いながら働き、社会を支えています。ここで働く労働者の多くが非正規雇用であり、最低賃金に近い金額で働いています。その労働者の期待に応える賃上げが必要ではないでしょうか。最低賃金およびそれに近い水準の賃金で生活している労働者は、外食を控え、娯楽を控え、外出を控える生活をしています。病気になってもすぐに病院に行くこともできません。これが憲法第25条に規定されている『健康で文化的な生活』といえるでしょうか。『最低限の生活』ではなく、『健康で文化的な生活』が保障されなくてはなりません。働いても、働いてもなお生活が苦しいという状況を放置することはできません。これは社会的な重要課題です。不合理な賃金格差は「秋田で働きたい」「秋田で暮らし続けたい」という青年労働者の意欲をそぎ、その結果地域を疲弊させてしまいます。本年度の改定にあたって再度検討していただき、大幅引き上げが実現するよう、よろしくお願ひ申し上げます。

以上



2021年8月17日

秋田労働局長
申斐 三照 殿

秋田県公務公共一般労働組合
執行委員長 笹代 孝徳
〒013-0022 横手市四日町
電話 0182-33-6906 FAX 0182-33-6870

2021年度秋田地方最低賃金にたいする異議申出

秋田地方最低賃金審議会は8月5日、今年度の秋田県最低賃金に関する改正決定について、現在の時間額792円を30円引き上げて822円とする答申を行いました。

新型コロナウイルスの感染拡大による様々な困難を抱える情勢において、雇用情勢等を分析され、地域経済の活性化と若年者の県外流出に歯止めをかけ労働力人口を確保するため、中央最低賃金審議会が示した目安28円に2円をプラスするとの公益委員見解は極めて意義深い考えであると思います。また、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援策が活用しやすく実効あるものとなるようもとめられました。私たちは、最賃の水準引き上げ、地域格差の解消、中小企業・小規模事業者支援をセットで行うことを求めて運動を続けていますが、こうした答申がなされたことについて敬意を表するものです。

コロナ禍を乗り越えるには大幅な賃金引き上げで消費購買力を強化し、地域経済の好循環を生み出す必要があります。中小企業・小規模事業者への経営支援も抜本的強化が求められます。今回の改定では残念ながら低所得者層の生活改善、地域間格差の解消という課題を考えても不十分と言わざるを得ません。こうしたことから、下記の異議申出をおこないます。

記

1. 答申された時間額822円 のままで、最低賃金を決定することについては、不服です。
2. 賃金格差の解消・全国一律最低賃金制などを展望し、当地域の最低賃金を生計維持にふさわしい額に引き上げるとともに、地域間格差を是正してください。
3. 景気浮揚・最賃引き上げにあたって、公正取引の徹底、中小企業、小規模事業所の支援策の具体化は急務の課題です。政府に対して有効な中小企業・小規模事業所への支援策をさらに強化・充実させることを強く求めてください。

理由

- (1) 労働者の生活実態からみて引上げ額は不十分です

残念ながら答申された金額では、「ワーキング・プア」を解消することはできません。

ひと月の労働時間を173.8時間で計算した場合、月額142,864円(822円×173.8時間)、年額1,714,363円となります。そこから税金などの引き去りがあります。この収入は、「人たるに値する生活を営むための必要を充たすもの(労働基準法1条)」とは言えないのではないのでしょうか。働いても、働いてもなお生活が苦しい、ワーキング・プアの状態を解消することはできません。

最低賃金の審議にあたっては、現行金額からいくら引き上げるかという検討とともに、一人の大人が独立して生計を営むに当たり、その賃金水準がいくらであればいいのか、憲法25条(生存権)がしっかりと保証される賃金水準はいくらなのかを議論し、明らかにしていくことが重要であると考えます。今一度審議いただきたいと考えます。

(2) 賃金格差をさらに縮めることが求められます

全都道府県の金額が確定したわけではありませんが、中央最低賃金審議会が全都道府県の引き上げ額を28円とする目安を示しており、目安通り決まれば秋田と東京の格差は2円縮まります。今回全国最低位を抜け出す可能性が高くなりました。この点は評価すべきことと思います。しかし、東京は1,041円、秋田は822円、依然219円の格差となります。最低賃金において時間額219円もの格差は合理的なものとはとても言えないと思います。抜本的な格差解消が求められると思います。

(3) 生計費に大きな格差はありません

意見書でも述べましたが、全国労働組合総連合(全労連)の地方組織が行った「最低生計費試算調査」では、首都圏と地方で生計費に大きな違いが出ないとの結果を得ています。

この調査では、25歳の若者が普通に暮らすための費用には、税・社会保険料を含めて月額22~24万円ほどが必要で、最低賃金の地域間格差ほどの差は存在しませんでした。また、月173.8労働時間で換算すると時給1300~1400円ほどが必要との結果でした。秋田市の場合は、月額216,944円、時間額換算1,248円となりました。東北各県の県庁所在地の調査結果もほぼ同じでした。都市部と地方で最低生計費に大きな開きがないのが現実です。私たちは全国一律最賃制の実現、時間額今すぐ1,000円、そして1,500円への展望をもって運動を続けていますが、生計費調査結果からみて、現実的な要求であると考えます。賃金水準の引き上げとともに、地域間格差を解消していく展望を具体的に示すため、さらなる引き上げが求められます。

(4) 公正取引の徹底、中小企業・小規模事業所への支援策の強化を強く国に迫ってください

地域経済の主力である中小企業・小規模事業所は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、業種によっては大きな打撃を受けています。「コロナ問題」以前から原材料の高騰、低単価の押し付けなどに悩み、消費税増税の負担や社会保険料の負担等に苦しんできました。労働者の多くが、こうした厳しい状況にあるところで働いています。地域経済の衰退をくい止め、企業と家計の双方に活力を取り戻して、地域での「経済好循環」を生み出すためにも、中小企業支援の拡充は待ったなしの課題です。政府の責任で、中小企業・

小規模事業所向けの金融支援の強化、社会保険料負担の軽減など最低賃金引き上げを可能にする助成の強化、大企業による下請け・中小企業への一方的な低単価設定や、「買ったとき」など不公正な取引を許さない施策強化が求められます。

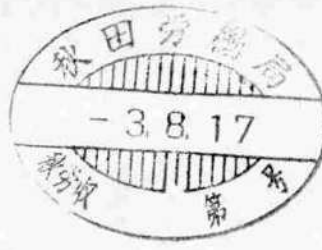
公益委員見解では中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援策が活用しやすく実効あるものとなるよう求めています。ぜひとも、審議会として中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性について、生産性向上の支援や取引条件の改善をはじめとする適正な価格転嫁対策等、思い切った支援策を速やかに実行するよう、政府に対し求めていただきたいと思ひます。

(5) おわりに

審議会の「金額審議」は非公開となりました。今回の答申に至る労働者側、使用者側の主張や意見交換がどの様に行われたのか、県民に知らされていません。県民の賃金がどのような協議を経て決まったのかを知ることは県民の権利だと思います。審議の場は非公開でしたが、追ってその内容を明らかにすることは必要ではないでしょうか。是非ご検討いただきたいと思ひます。

コロナ禍という特別な情勢下、国民生活は困窮してきています。「貧困と格差の是正」「労働者の賃金底上げにより経済復旧」が求められます。医療や介護、保育、卸売・小売業・流通などエッセンシャルワーカーは、このコロナ禍の真っ只中で感染のリスクに向き合いながら働き、社会を支えています。ここで働く労働者の多くが非正規雇用であり、最低賃金に近い金額で働いています。その労働者の期待に応える賃上げが必要ではないでしょうか。最低賃金およびそれに近い水準の賃金で生活している労働者は、外食を控え、娯楽を控え、外出を控える生活をしています。病気になってもすぐに病院に行くこともできません。これが憲法第25条に規定されている『健康で文化的な生活』といえるでしょうか。『最低限の生活』ではなく、『健康で文化的な生活』が保障されなくてはなりません。働いても、働いてもなお生活が苦しいという状況を放置することはできません。これは社会的な重要課題です。不合理な賃金格差は「秋田で働きたい」「秋田で暮らし続けたい」という青年労働者の意欲をそぎ、その結果地域を疲弊させてしまいます。本年度の改定にあたって再度検討していただき、大幅引き上げが実現するよう、よろしくお願ひ申し上げます。

以上



秋高組発 第 26 号
2021 年 8 月 17 日

秋田労働局長
甲斐 三照 様

秋田県高等学校教職員組合 執行委員長 加賀屋俊悦
〒010-0951 秋田市山王 4 丁目 4-14 秋田県教育会館 3 階
電話 018-824-1667

2021 年度秋田地方最低賃金に対する異議申出

秋田地方最低賃金審議会は 8 月 5 日、今年度の秋田県最低賃金に関する改正決定について、現在の時間額 792 円を 30 円引き上げて 822 円とする答申をおこないました。新型コロナウイルスの感染拡大による様々な困難を抱える情勢において、審議会において真摯に検討を重ねられたことに心より敬意を表します。

高校現場では 2021 年 3 月卒の県内就職希望者割合が過去最高を更新、さらに、高卒職業紹介においても求人受理状況は事業所数・求人数ともに増となりました。生徒・企業ともに県内人口減少克服の機運が高まっております。

一方、全国労働組合総連合（全労連）の地方組織がおこなった最低生計費試算調査では、首都圏と地方で生計費に大きな違いがなく、25 歳の若者が普通に暮らすための費用には、税・社会保険料を含めて月額 22～24 万円ほどが必要です。月 173.8 労働時間で換算すると時給 1300～1400 円ほどが必要との結果でした。

若者が自立した生活をするうえでさらなる賃金水準が求められます。また、新規採用を促進するためにも事業者への支援策は、活用しやすく実効あるものとなることに加え、社会保険料負担の軽減などが求められています。こうしたことから下記の異議申出をおこないます。

記

- 1 答申された時間額 822 円 のままで、最低賃金を決定することについては、不服です。
- 2 賃金格差の解消・全国一律最低賃金制などを展望し、当地域の最低賃金を生計維持にふさわしい額に引き上げるとともに、地域間格差を是正してください。
- 3 景気浮揚・最賃引き上げにあたって、公正取引の徹底、中小企業、小規模事業所の支援策の具体化は急務の課題です。政府に対して有効な中小企業・小規模事業所への支援策をさらに強化・充実させることを強く求めてください。

以上



2021年8月17日

秋田労働局長
甲斐 三照 殿

秋田県地域一般労働組
執行委員長 小笠原
〒010-0001 秋田市中
電話 018 - 834 - 1808

2021年度秋田地方最低賃金にたいする異議申出

秋田地方最低賃金審議会は8月5日、今年度の秋田県最低賃金に関する改正決定について、現在の時間額792円を30円引き上げて822円とする答申を行いました。

新型コロナウイルスの感染拡大による様々な困難を抱える情勢において、雇用情勢等を分析され、地域経済の活性化と若年者の県外流出に歯止めをかけ労働力人口を確保するため、中央最低賃金審議会が示した目安28円に2円をプラスするとの公益委員見解は極めて意義深い考えであると思います。また、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援策が活用しやすく実効あるものとなるようとめられました。私たちは、最賃の水準引き上げ、地域格差の解消、中小企業・小規模事業者支援をセットで行うことを求めて運動を続けていますが、こうした答申がなされたことについて敬意を表するものです。

コロナ禍を乗り越えるには大幅な賃金引き上げで消費購買力を強化し、地域経済の好循環を生み出す必要があります。中小企業・小規模事業者への経営支援も抜本的強化が求められます。今回の改定では残念ながら低所得者層の生活改善、地域間格差の解消という課題を考えても不十分と言わざるを得ません。こうしたことから、下記の異議申出をおこないます。

記

1. 答申された時間額822円 のままで、最低賃金を決定することについては、不服です。
2. 賃金格差の解消・全国一律最低賃金制などを展望し、当地域の最低賃金を生計維持にふさわしい額に引き上げるとともに、地域間格差を是正してください。
3. 景気浮揚・最賃引き上げにあたって、公正取引の徹底、中小企業、小規模事業所の支援策の具体化は急務の課題です。政府に対して有効な中小企業・小規模事業所への支援策をさらに強化・充実させることを強く求めてください。

理 由

(1) 労働者の生活実態からみて引上げ額は不十分です

残念ながら答申された金額では、『ワーキング・プア』を解消することはできません。

ひと月の労働時間を173.8時間で計算した場合、月額額は142,864円(822円×173.8時

間)、年額1,714,363円となります。そこから税金などの引き去りがあります。この収入は、「人たるに値する生活を営むための必要を充たすもの(労働基準法1条)」とは言えないのではないでしょうか。働いても、働いてもなお生活が苦しい、ワーキング・プアの状態を解消することはできません。

最低賃金の審議にあたっては、現行金額からいくら引き上げるかという検討とともに、一人の大人が独立して生計を営むに当たり、その賃金水準がいくらであればいいのか、憲法25条(生存権)がしっかりと保証される賃金水準はいくらなのかを議論し、明らかにしていくことが重要であると考えます。今一度審議いただきたいと考えます。

(2) 賃金格差をさらに縮めることが求められます

全都道府県の金額が確定したわけではありませんが、中央最低賃金審議会が全都道府県の引き上げ額を28円とする目安を示しており、目安通り決まれば秋田と東京の格差は2円縮まります。今回全国最低位を抜け出す可能性が高くなりました。この点は評価すべきことと思います。しかし、東京は1,041円、秋田は822円、依然219円の格差となります。最低賃金において時間額219円もの格差は合理的なものとはとても言えないと思います。抜本的な格差解消が求められると思います。

(3) 生計費に大きな格差はありません

意見書でも述べましたが、全国労働組合総連合(全労連)の地方組織が行った「最低生計費試算調査」では、首都圏と地方で生計費に大きな違いが出ないとの結果を得ています。

この調査では、25歳の若者が普通に暮らすための費用には、税・社会保険料を含めて月額22~24万円ほどが必要で、最低賃金の地域間格差ほどの差は存在しませんでした。また、月173.8労働時間で換算すると時給1300~1400円ほどが必要との結果でした。秋田市の場合は、月額216,944円、時間額換算1,248円となりました。東北各県の県庁所在地の調査結果もほぼ同じでした。都市部と地方で最低生計費に大きな開きがないのが現実です。私たちは全国一律最賃制の実現、時間額今すぐ1,000円、そして1,500円への展望をもって運動を続けていますが、生計費調査結果からみて、現実的な要求であると考えます。賃金水準の引き上げとともに、地域間格差を解消していく展望を具体的に示すため、さらなる引き上げが求められます。

(4) 公正取引の徹底、中小企業・小規模事業所への支援策の強化を強く国に迫ってください

地域経済の主役である中小企業・小規模事業所は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、業種によっては大きな打撃を受けています。「コロナ問題」以前から原材料の高騰、低単価の押し付けなどに悩み、消費税増税の負担や社会保険料の負担等に苦しんできました。労働者の多くが、こうした厳しい状況にあるところで働いています。地域経済の衰退をくい止め、企業と家計の双方に活力を取り戻して、地域での「経済好循環」を生み出すためにも、中小企業支援の拡充は待ったなしの課題です。政府の責任で、中小企業・小規模事業所向けの金融支援の強化、社会保険料負担の軽減など最低賃金引き上げを可能にする助成の強化、大企業による下請け・中小企業への一方的な低単価設定や、「買った

たき」など不公正な取引を許さない施策強化が求められます。

公益委員見解では中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援策が活用しやすく実効あるものとなるよう求めています。ぜひとも、審議会として中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性について、生産性向上の支援や取引条件の改善をはじめとする適正な価格転嫁対策等、思い切った支援策を速やかに実行するよう、政府に対し求めていただきたいと思います。

(5) おわりに

審議会の「金額審議」は非公開となりました。今回の答申に至る労働者側、使用者側の主張や意見交換がどの様に行われたのか、県民に知らされていません。県民の賃金がどのような協議を経て決まったのかを知ることは県民の権利だと思います。審議の場は非公開でしたが、追ってその内容を明らかにすることは必要ではないでしょうか。是非ご検討いただきたいと思います。

コロナ禍という特別な情勢下、国民生活は困窮してきています。「貧困と格差の是正」「労働者の賃金底上げにより経済復旧」が求められます。医療や介護、保育、卸売・小売業・流通などエッセンシャルワーカーは、このコロナ禍の真っ只中で感染のリスクに向き合いながら働き、社会を支えています。ここで働く労働者の多くが非正規雇用であり、最低賃金に近い金額で働いています。その労働者の期待に応える賃上げが必要ではないでしょうか。最低賃金およびそれに近い水準の賃金で生活している労働者は、外食を控え、娯楽を控え、外出を控える生活をしています。病気になってもすぐに病院に行くこともできません。これが憲法第25条に規定されている『健康で文化的な生活』といえるのでしょうか。『最低限の生活』ではなく、『健康で文化的な生活』が保障されなくてはなりません。働いても、働いてもなお生活が苦しいという状況を放置することはできません。これは社会的な重要課題です。不合理な賃金格差は「秋田で働きたい」「秋田で暮らし続けたい」という青年労働者の意欲をそぎ、その結果地域を疲弊させてしまいます。本年度の改定にあたって再度検討していただき、大幅引き上げが実現するよう、よろしくお願い申し上げます。

以上



2021年8月17日

秋田労働局長
甲斐三照 殿

〒010-0976 秋田市八橋南 1-2-29
TEL018-823-7748 Fax018-823-7749
全日本建設交運一般労働組合秋田県連合会
執行委員長 石川 隆夫

秋田県最低賃金の改正決定に対する異議の申出書

2021年8月5日に秋田地方最低賃金審議会が貴職に答申した「秋田県最低賃金の改正決定」について、次の通り異議の申出をおこないます。

記

【異議の内容】

秋田県で事業を営む使用者に使用される労働者に係る最低賃金額を30円引き上げて、1時間822円とすることについて不服です。

中央最低賃金審議会の目安に2円上乘せして、30円引き上げる答申については大きな前進と考えられますが、依然として最高額の東京都とは219円の開きがあり、県内の低所得者層の生活向上、都道府県ごとの地域間格差の解消という課題から考えると不十分な内容と言わざるを得ません。

秋田県と東京都や宮城県など大都市部を有する地域との格差を縮め、全国一律の最低賃金制度を展望するために、秋田県の最低賃金を生計維持にふさわしい額に引き上げてください。

【異議の理由】

同じ仕事をしているのに、生活する都道府県の違いで法定の最低賃金額が違うことに多くの県民は疑問を感じ、納得していません。

秋田地方最低賃金審議会の改正決定（答申）では、東京都の1,041円とは差が2円縮まったとはいえ、依然として219円の開きがあります。これでは大都市部を有する都道府県と秋田県の格差は縮まりません。このまま最低賃金額の都道府県ごとの格差が縮まらずにいれば、秋田県から大都市部への人口流出がさらに深刻化し、秋田県経済が活性化せず疲弊することは必至です。したがって最低賃金のさらなる大幅な引き上げ、地域間格差の解消は急務であると考えます。

都道府県ごとに最低賃金額を義務づける現行制度は、前述のように格差を助長しています。日本以外の先進国のほとんどが全国一律の最低賃金制度を持つなかで、日本のように都道府県ごとに地域別最低賃金が設定されるのはきわめて異常であります。

都道府県ごとの格差を縮め秋田県の最低賃金を生計維持にふさわしい額に引き上げることは、県民の強い願いです。